

新潟リハビリテーション大学 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する行動指針

2021年1月12日以降

教職員用

	教員の勤務	職員の勤務	会議	研究活動
注意レベル大	原則として在宅勤務	各部署で2割程度の人数で輪番制をとるよう出勤を調整※2	原則オンラインで会議を実施	原則として研究活動は禁止
注意レベル中	各専攻において調整を行い、輪番制をとって在宅勤務 ※1	各部署で5割程度の人数で輪番制をとるよう出勤を調整※3	オンライン会議を推奨	必要最低限の活動のみ実施※4
注意レベル小	「新しい生活様式」に応じた勤務	「新しい生活様式」に応じた勤務	「新しい生活様式」に応じた会議の実施	「新しい生活様式」に応じた研究活動の実施
注意レベルなし	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り

	国内の出張・移動等	海外への出張等	学内イベントの実施	日常生活
注意レベル大	県外への出張・移動は原則禁止	すべて禁止	原則として禁止	日々の体調管理の徹底※5 不要不急の外出は控える
注意レベル中	1、緊急事態宣言が発令された都県との往来は原則禁止。やむを得ず往来する場合は許可が必要。往来後は2週間の自宅待機とする。 2、その他の県外地域との往来もより慎重に判断する。やむを得ず往来する場合は許可が必要。往来後は1週間の自宅待機とする。	外務省の海外安全情報を参考に不要不急の渡航は禁止	県内在住者のみ参加を許可	日々の体調管理の徹底※5 外出時感染に十分注意する
注意レベル小	県外への出張・移動は慎重に判断	外務省の海外安全情報を参考に地域によっては十分に注意して渡航可能	地域毎の感染拡大状況をふまえ、県外の方の参加も可能	「新しい生活様式」に応じて生活をする※5
注意レベルなし	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り

※1 各専攻1名以上の出勤を基本とする

※2 可能な限り、各部署で2割以下の出勤となるよう在宅勤務と組み合わせた出勤体制をとる

※3 各部署で5割の出勤となるよう在宅勤務と組み合わせた出勤体制をとる

※4 大学機能の維持のため許可を得た教員のみ活動

※5 日々の検温、体調の確認、行動を記録

「通常通り」とは  
新型コロナウイルス感染症  
流行前の状況を意味する。